

『大学審議会設置法案』に反対する声明

今国会に提出されている「大学審議会設置のための法案」（学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案）は、本会および広範な大学関係者・国民が指摘しているように、わが国の学問研究と教育の発展にいちじるしい弊害をおよぼすものである。

すなわち、臨教審答申によれば「大学審議会」で検討される「基本的事項」は、大学に関する①調査研究、②情報の収集と提供、③制度の基本、④計画的整備と見通し、⑤専門分野に応じた人材の養成計画、⑥教育内容・方法、⑦大学評価システムの開発などと予想されており、およそ大学問題全般にわたる調査審議権をもつものである。さらに、文部大臣の諮問に応じ、あるいは必要に応じて文部大臣に勧告できるという強大な権限が与えられている。しかも、その委員の人は、「内閣の承認のもとに文部大臣が任命する」というもので、国民の民主的意見が反映される可能性はまったく閉ざされている。

したがって、本法案は、政府・文部省がこれまで一定の範囲で認めてきた大学の自治と学問の自由を根こそぎ奪い、大学への監督・統制をつよめ、わが国の大学行政を根本的に改悪しようとするものといわざるをえない。本法案は、臨教審答申の具体化として、産軍官学共同路線の本格的推進をはかるために、大学と学術研究体制をまるごと政府と財界の直接支配下におこうとする意図をもつものである。すなわち、「大学審議会」の設置は、大学の自治を破壊し、SDIの研究に象徴されるような科学の軍事利用を促進しようとするものである。

本会は、創立以来41年にわたり、地球科学の研究創造と地学教育の発展を進めるなかで、つねに、「国民のための科学と教育」、「平和のための科学と教育」の旗を高く掲げてきた。本会は、学問の自由と大学の自治を守るためにこのような「大学審議会」を絶対にみとめることはできない。ここに、地学団体研究会第41回総会の名をもって、「大学審議会設置法案」に反対し、その廃案をかさねてつよく要求するものである。

1987年8月8日

地学団体研究会第41回総会